

令和7年度流域委員会における ご意見とその対応

令和8年3月30日

国土交通省 中部地方整備局
沼津河川国道事務所

項目	No.	ご意見	対応
令和7年度流域委員会におけるご意見とその対応	1	環境の整備目標を設定する上での減少率については、まだ議論の余地がある。評価原点の値においても出水等により減少する可能性があるため、現在設定している整備目標にこの減少分を含ませ、目標数値を設定した方が良い。たまり・ワンドは、面積だけでなく、個数や個々面積等、質的な面の議論も必要である。 【知花委員】	モニタリング調査等を適切に実施し、河川整備計画の点検における流域委員会等においてご意見をいただくとともに、モニタリング結果を元に考察し、狩野川のあるべき環境に向けて検討していきたいと考えている。 【参考 P6~9】
	2	富士海岸の汀線は大きな変化はみられないようだが、今後の状況も注視することが望ましい。 【板井委員】	狩野川西側に位置する富士海岸は富士川水系からの流砂によるものと考えているが、関係機関と情報共有して海岸汀線の状況把握に努める。

項目	No.	ご意見	対応
狩野川水系 河川整備計 画(変更原案) について	3	中下流域の目標流量が河川整備基本方針と同じである。次期河川整備計画が完了した後は、中下流部の河道整備は完了するという事か。 【絹村委員】	下流側から順次、目標達成に向けて段階的に整備を進捗させていく。その結果、中下流部の河道が流せる流量は目標流量に達することになる。
	4	河道の維持管理として、伐開樹木の処理としてチップ化、堆肥化等のコスト縮減は有用であるため、引き続き取り組み、周辺農家等での活用も図っていただきたい。 【絹村委員】	刈り草や伐採木の無償提供を周知し、民間での活用により処分費を低減する等、コスト縮減対策を引き続き実施する。
	5	近年の気候変動の影響で雨が降らない期間が増えるなど、様々な条件に変化が生じている。許可水利権の更新時には、柔軟な対応をお願いしたい。 ※変更原案の修文は不要である 【絹村委員】	今後も、需要の変化を把握していき、河川整備基本方針で示した正常流量を確保していくうえでも、適時適正な水利利用となるよう関係機関や水利使用者と連携を諮っていく。
	6	基本理念において、「狩野川の将来目指すべき姿として、～を目指す。」と記載されているが、目指すが文頭と文末に出てくるため、文章の据わりがあまりよくないように思われる。 【北村委員】	適切な文章となるよう本文を修正する。 【参考 P10】

項目	No.	ご意見	対応
狩野川水系 河川整備計 画(変更原案) について	7	流域の土地利用割合に関する文章が現状を示す内容と、変化状況を示す内容で混在しているため、表現を工夫した方がよい。(本文P.1-3) 【北村委員】	流域の土地利用割合に関する文章が分かりにくいものであるため、本文を修正する。 【参考 P10】
	8	「景観場」の表現は一般的ではなく、見直したほうがよい。(本文P.2-9) 【北村委員】	「景観場」から「良好な景観」にする等、本文を修正する。 【参考 P11】
	9	「(1)住まい方の工夫に関する取り組み」に、企業等の産業が取り組む内容についても表記した方がよい。(本文P.3-16) 【北村委員】	河川整備計画は主に河川管理者が取り組むべき内容を記載するため、企業等が取り組む内容に関しては、記載を控えさせていただきます。
	10	狩野川資料館を始めとして、狩野川について学ぶ場を関係機関と連携して整備していく旨の記載をした方がよい。(本文P.3-30) 【北村委員】	狩野川資料館では、狩野川台風の事例や狩野川放水路の役目に関して説明することで、学校の防災教育等に活用いただいているところです。 本文P3-17の9~21行目や、本文P3-30の32~36行目において、狩野川について防災教育や環境学習を、関係機関等と連携して実施していく旨を記載しています。

項目	No.	ご意見	対応
狩野川水系 河川整備計 画(変更原案) について	11	<p>河川環境によって生息する生物種が異なるため、それらを同時に把握することが重要となる。河川水辺の国勢調査は、調査項目ごとに単年で実施しているが、動物に関する調査と植物に関する調査を同時期に実施していくことを検討していただきたい。 【花井委員】</p>	<p>河川水辺の国勢調査は、全体調査計画において実施時期や頻度が定められており、これまで蓄積されたデータの継続性、連続性の観点などから、実施時期の変更は難しいが、今後は、河川環境定量目標のフォローアップのためのモニタリングとして、河川水辺の国勢調査に加え、新たなモニタリングの手法を検討していく。</p>
	12	<p>学校への出前講座の取り組みは非常に良い取組である。今後、河川環境の創出場周辺の教育機関でも出前講座を実施し、河川環境、河川事業等の普及啓発に役立てていただきたい。 【花井委員】</p>	<p>沼津河川国道事務所では、防災、河川環境の教育に特に力を入れている。出前講座だけでなく、教育現場で活用できる教材の作成を含め、取り組みとしては約10年程度経過している。その技術成果を活用し河川環境の重要性について周知できるよう活動を行っていく。</p>
	13	<p>分流堰の固定堰部切り下げは、今の放水路の流下能力を最大限発揮させるためのものであり、この段階で放水路に2,000m³/s以上を流下させる事業ではないと理解してよいか。 また、上流の河道改修で通過流量が増加すると、下流への負担が増加するため、改築の整備順序に留意する必要がある。 【知花委員】</p>	<p>ご指摘いただいたとおり、現在の狩野川放水路の構造として、2,000m³/sまでの分派量をより効果的に使用できるように分流堰の切り下げを実施していく。 河道整備に当たっては、下流への負担が増すことがないように整備手順を検討する。</p>

項目	No.	ご意見	対応
狩野川水系 河川整備計 画(変更原案) について	14	区分1は河道掘削の規模が大きい ため、干潟やヨシ原の定量目標を 達成できるかどうか。その見通し があるのか。 【知花委員】	現状の試算では干潟・ヨシ原とも に目標を満足できると考えている が、定量目標で定めた数値に関し ては、モニタリング結果等を確認 しながら順応的な管理を行う。
	15	ウツセミカジカの産卵場は区分2、 3ではないか。 【川嶋委員、板井委員】	ウツセミカジカの産卵場は区分2、 3でも確認されているが、区分4 においてもウツセミカジカの産卵 場が確認されており、区分4のみ 減少傾向が確認されたため、代 表して記載している。
	16	「物理場」の表現を見直した方が よい。 【板井委員】	「物理的な環境」との意味で記載 していたが、一般的な表現では ないため本文を修正する。 【参考 P11】
	17	表中の文章に、「河辺性樹林(メダ ケ等)の繁茂」「外来植物やメダ ケ群集」との記載がある。メダケ は外来種ではないかとの意見を聞 いたことがあり、外来植物とメダ ケを分けて記載している点は問 題ないか。 ※変更原案の修文は不要である 【板井委員】	メダケに関しては、確認した限り 外来種として取り扱われていなか ったため、記載はそのままとさせ ていただきます。
	18	対象期間の開始が〇年と記載され ているが、何年から実施するの か明記するのか？(本文P.2-1) 【渋澤委員】	河川整備計画の変更を告示する年 月を記載するため、変更手続きを している間は〇年と記載している。 変更完了時点で具体の年月を示す ものである。

赤字: 現行本文から変更原案で修正・追加した箇所
 黒字もしくは赤字: 委員の意見を踏まえた修正案

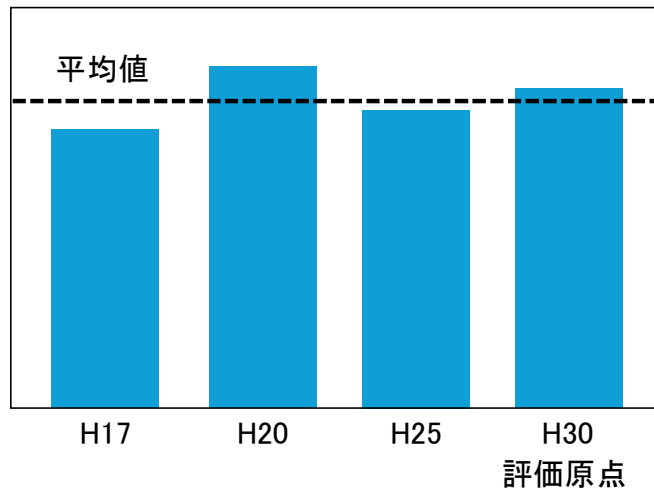
【意見No.1の対応】

● ご意見を踏まえ、本計画における環境定量目標の設定の考え方について、区分5を参考例として提示致します。

河川	セグメント	区分	整備内容	特徴的な環境	注目種/保全対象種 (注): 注目種 (保): 保全対象種	生息場の課題 ■ 整備計画策定以降の劣化 ■ 河川縦断方向の課題	生物種の課題 ■ 生物種の評価から明らかになった課題	環境の保全・創出メニュー		環境定量目標 / 創出量 ■ 定量目標 ■ 創出量
								保全	創出	
狩野川	1	区分5 (23.0km ~ 27.8km)	河道掘削	・連続する瀬と淵 ・自然裸地 ・水際の植生延長(エコトーン)	・アユ(注) ・ウツセミカジカ(注) ・イカルチドリ(注) ・アオハダトンボ(注)(保)	・自然裸地の縮小 ・ワンド・たまりの縮小	・イソギの減少 ・ギンブナの減少	保全 ・連続する瀬と淵、ワンド・たまりの保全 ・水際の植生延長(エコトーン)の保全 ・アオハダトンボが確認されている大仁橋下流左岸の細流周辺の保全	創出 ・自然裸地、ワンド・たまりの創出	・水際の植生延長: 9.24km ・早瀬: 6.81ha ・淵: 0.57ha ・自然裸地: 3.21ha(0.61ha) ・ワンド・たまり: 0.74ha(0.19ha)

保全

【評価原点(H30)時点で良好な環境】

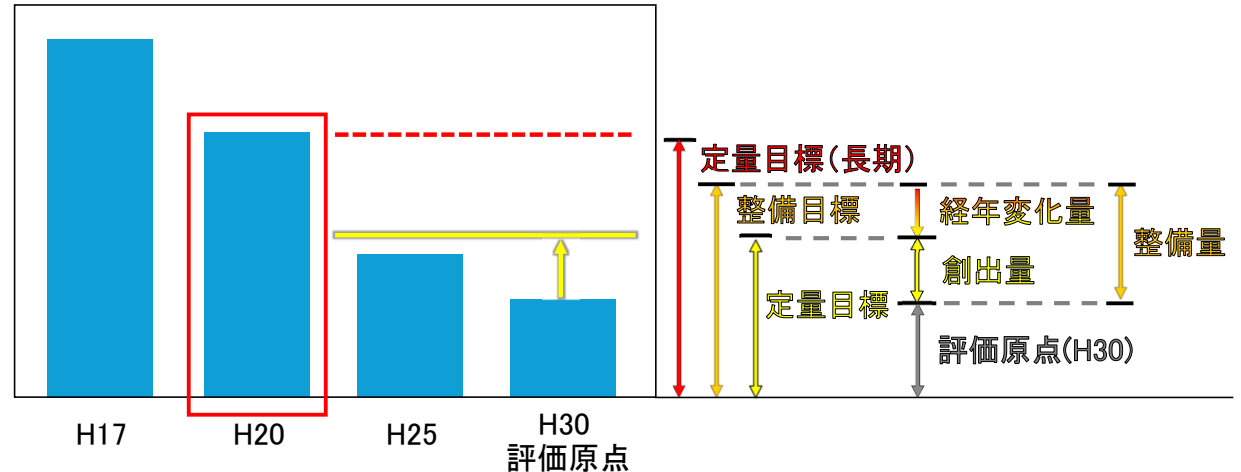


⇒ これまでの平均値の維持を目標

創出

【整備計画策定(H17)から評価原点(H30)にかけて減少している環境】

○環境定量目標の設定にあたっては、「定量目標」と「創出量」を本文に記載する。
 ○経年変化を考慮して、実際に整備が必要な規模を「整備量」として別途整理している。

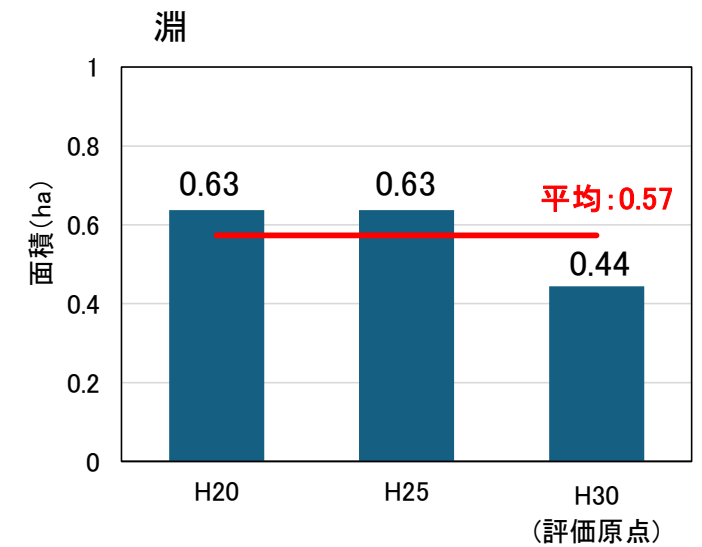
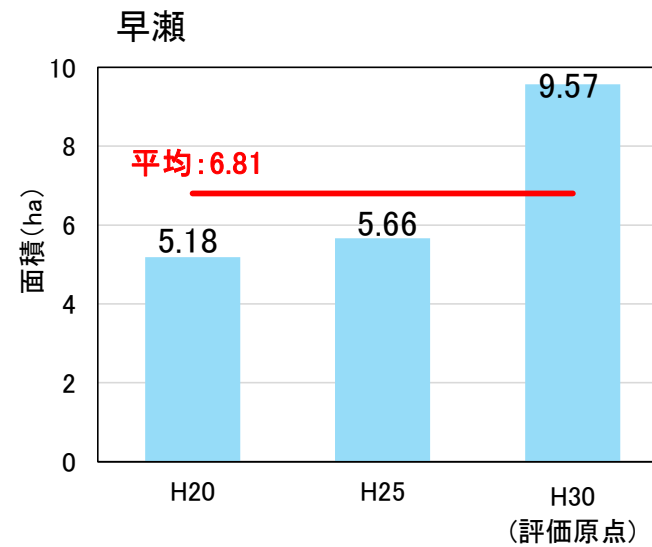
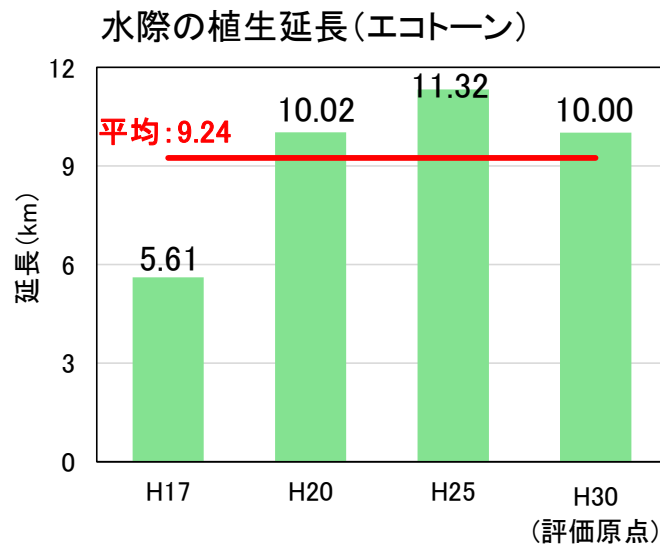


⇒ 整備計画策定(H17)以降で最も良好であった時点を目標

【参考】環境定量目標について(保全)

- 区分5においては、ツルヨシ群落等の水際植生と早瀬・淵が安定して発達しており、水際植生では絶滅危惧種であるアオハダトンボ、早瀬ではアユの産卵場が確認されていることから、水際の植生延長、早瀬・淵を保全する。
- 評価原点時点で良好な「保全」する環境については、これまでの面積等の平均値を一定期間以上下回らないことを目標とする。

区分5		
環境要素		環境定量目標
保全	水際の植生延長(エコトーン)	9.24km
	早瀬	6.81ha
	淵	0.57ha



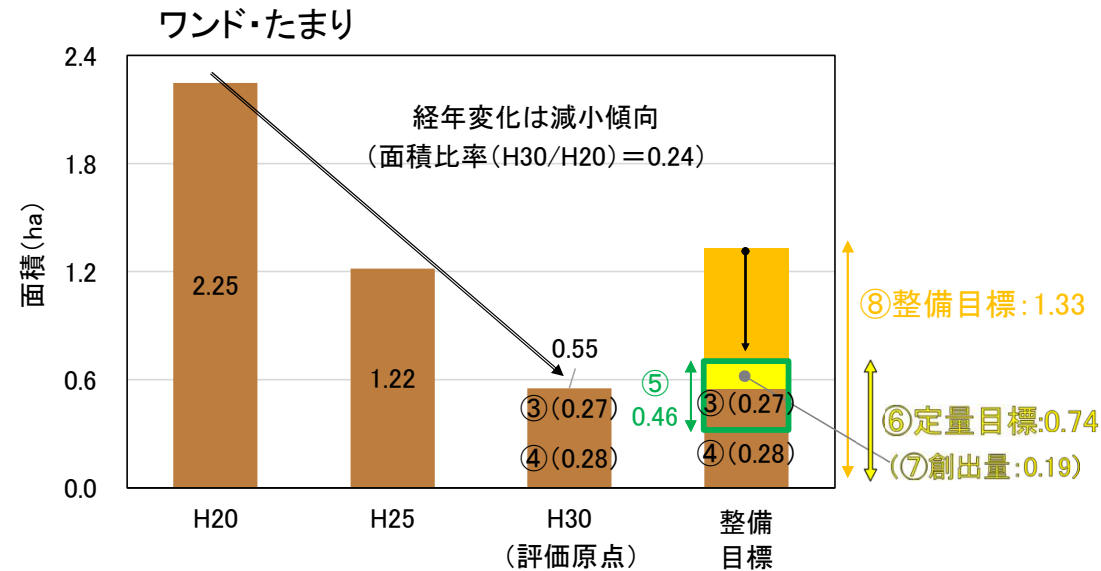
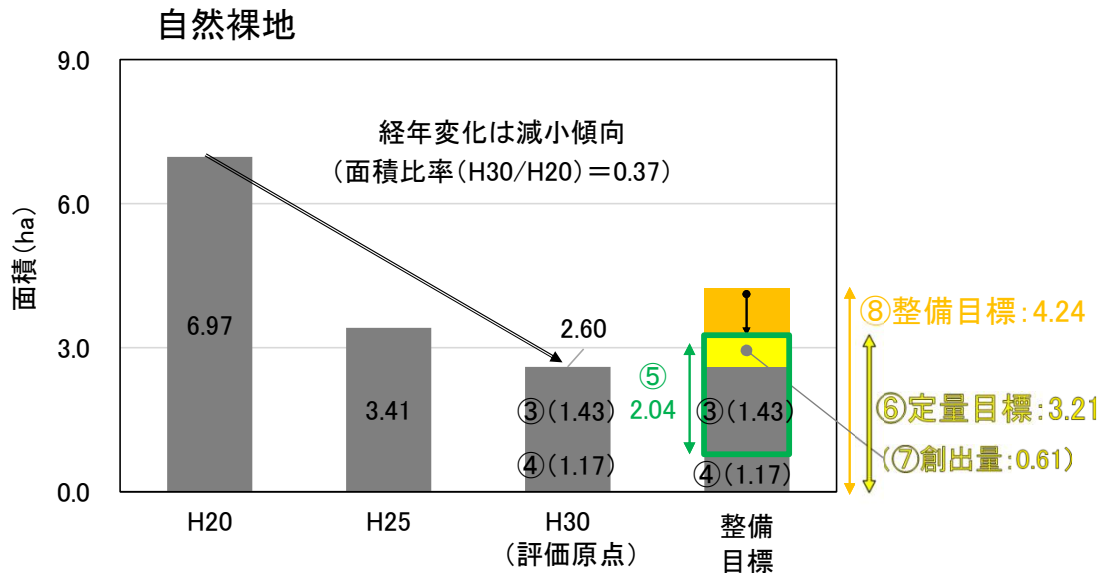
【参考】環境定量目標について(創出)

○区分5において、経年的に減少傾向が見られる自然裸地、ワンド・たまりについて、河川改修として実施する河道掘削に併せて「創出」を図る方針とし、河道掘削を実施する区間で創出可能な「創出量」を踏まえた整備目標を検討した。

○河道掘削区間のみで創出可能な創出量と、河道掘削区間外の評価原点(H30)時点の面積を足し合わせた面積を、整備目標とした。長期的な変化傾向は、H20年から評価原点(H30年)にかけての変化率を基にし、創出量にH20面積/H30面積の比を乗じた数値をH30面積に加算した。

区分5								
環境要素	①目標年(H20)環境要素の面積割合	②河川改修範囲内の陸域/水域面積(H30)	③河川改修範囲内の環境要素(H30)	④河川改修範囲外の環境要素(H30)	⑤河川改修範囲内の環境定量目標(①×②)	⑥環境定量目標(④+⑤)	⑦創出量(⑤-③)	⑧整備目標(③+⑦*(H20/H30)+④)
創出	自然裸地	陸域の16%	陸域 12.76ha	1.43ha	1.17ha	2.04ha	3.21ha	4.24 ha
	ワンド・たまり	水域の8%	水域 5.74ha	0.27ha	0.28ha	0.46ha	0.19ha	1.33 ha

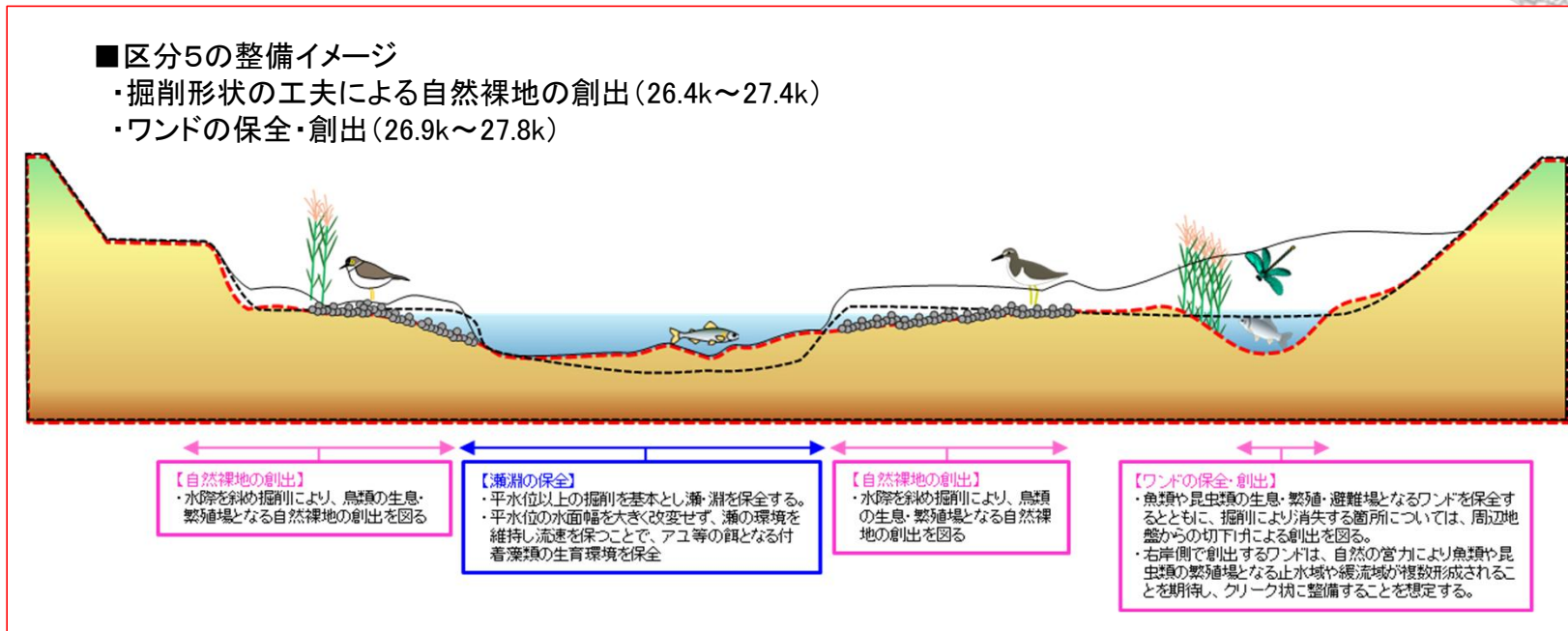
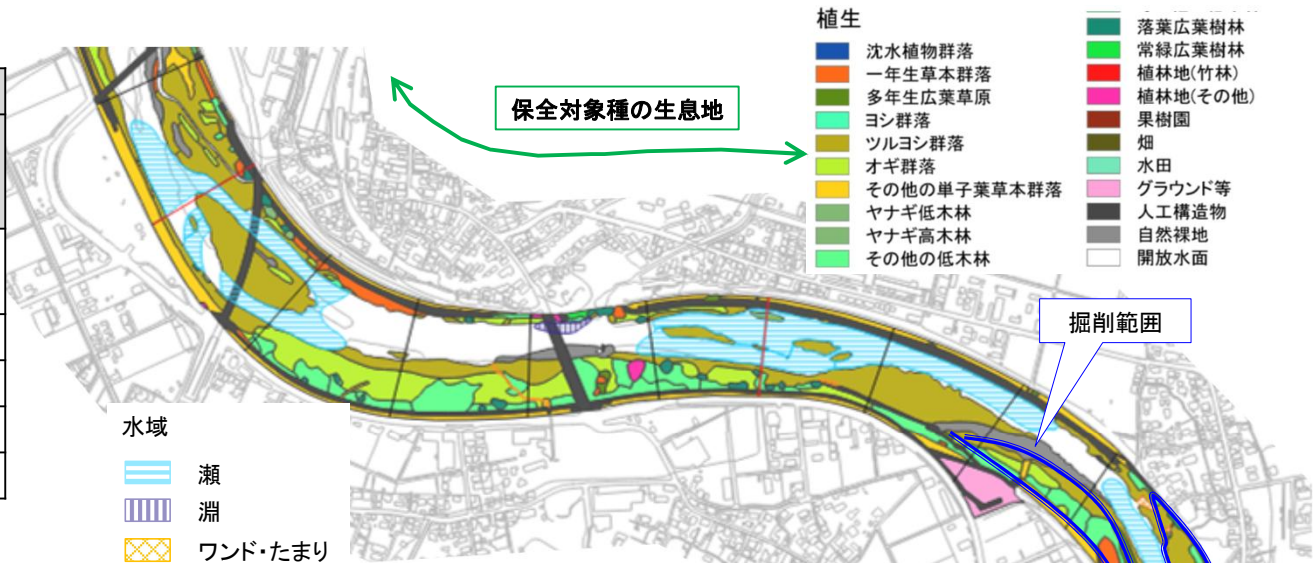
■環境定量目標
■整備目標(経年変化を考慮)



【参考】環境定量目標について

○区分5において創出が必要な自然裸地及びワンド・たまりについては、河川改修で実施する河道掘削において掘削形状を工夫することで創出する。

区分5			
環境要素	環境定量目標	創出量	
保全	水際の植生延長 (エコトーン)	9.24km	-
	早瀬	6.81ha	-
	淵	0.57ha	-
創出	自然裸地	3.21ha	0.61ha
	ワンド・たまり	0.74ha	0.19ha



赤字: 現行本文から変更原案で修正・追加した箇所
黒字もしくは赤字: 委員の意見を踏まえた修正案

【意見No.6の対応】

- ご意見を踏まえ、「狩野川の将来の姿として、～を目指す。」と、本文の文章を修正します。

【変更原案 P2-1 9行目】

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

○このような中、狩野川の将来の**目指すべき姿**として、気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害に対し、流域のあらゆる関係者が協働して被害の最小化を図るとともに、上下流の連続性が保たれ、アユや湧水に代表される自然豊かな環境を守り育み、地域の個性と活力、文化が実感できる川づくりを目指す。

【意見No.7の対応】

- ご意見を踏まえ、流域の土地利用割合が、現状説明と変化状況説明で統一された文となるよう、本文の文章を修正します。

【変更原案 P1-3 2～7行目】

第1章 流域及び河川の現状と課題

第1節 流域及び河川の概要と取組の沿革

第1項 流域及び河川の概要

○令和2年(2020年)時点の狩野川流域自治体(6市3町)の土地利用状況は、山林面積の割合が約50%と大きいですが、静岡県全県における割合約55%よりは低い。**また、狩野川流域の農地面積の割合は約17%であり、静岡県全県における割合約21%よりは低い。**一方、宅地面積の割合は約15%であり、静岡県全県における割合約14%と同等である。

近年の土地利用の変化状況を見ると、昭和40年(1965年)～令和2年(2020年)の55年間で、**山林面積は約50%で推移している。農用地面積の割合は約30%から約17%へ減少する一方、宅地面積は平成7年(1995年)までに約5%から約14%へと増加したのち平成7年(1995年)以降は横ばいで推移している。**

赤字: 現行本文から変更原案で修正・追加した箇所
黒字もしくは赤字: 委員の意見を踏まえた修正案

【意見No.8の対応】

- ご意見を踏まえ、「景観場」を「良好な景観」としたほか、文章の繋がりを意識して本文の文章を修正します。

【変更原案 P2-9 34行目】

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

第3節 河川整備計画の目標

第3項 河川環境の整備と保全に関する目標

- 動植物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観または景観場として保全すべき河川空間と、高水敷及び水面において利用を図る推進する河川空間を区分しとの調和を図り、狩野川の流れによって形成される瀬・淵や砂州、水際植生などが見られる多様な河川景観の保全を図る。

【意見No.16の対応】

- ご意見を踏まえ、一般的な表現ではない「物理場」を削除して、本文の文章を修正します。

【変更原案 P3-14 18行目】

第3章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

- また、アオハダトンボ以外の水辺域に特徴的な種について、生息実態把握調査の結果から生息環境の再生が必要と判断される場合には、それらの生息環境を調査・検討したうえで、日当たりのよい水際環境の創出、浅場や緩流域の造成等の物理場の整備も視野に入れた対策を図る。